

令和5年東郷町教育委員会11月定例会	
日時	令和5年11月27日(月) 午後1時30分 開会 午後2時16分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 近藤 覚 委 員 高坂 智子
欠席委員	委 員 山田 美登
説明のため に出席した 職員の氏名	参 事 田中 秀和 生涯学習課長 渡辺 直秀 学校教育課長補佐 大竹 邦一
会議録作成職員	学校教育課長補佐 大竹 邦一
会議録署名委員	中根教育長 近藤委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 11月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
協議事項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価(令和4年度)に 対する評価委員の意見に係る今後の対応について (学校教育課、生涯学習課、給食センター)
議題	議案第38号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用 等に関する条例の一部改正について(学校教育課) 議案第39号 令和5年度一般会計補正予算(第7号)に対する意見について (学校教育課、生涯学習課、給食センター) 議案第40号 後援名義の使用許可について(学校教育課) 議案第41号 教育委員会感謝について(生涯学習課) 専承第10号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について(生涯学習課)
傍聴者	なし

教育長	<p>それでは、定刻となりましたので、会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長補佐を指名します。</p> <p>次に日程第2、会議録署名委員を指名します。わたくしと近藤委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	全員異議なし
教育長	<p>異議なしとのことですので、11月定例会の会議録署名委員は、わたくしと近藤委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>教育長の報告です。</p> <p>11月8日の教育懇談会のお礼を伝え、11月5日に社会福祉大会・青少年健全育成会表彰式・町スポーツ協会表彰式があり、ご出席いただいた先生方にお礼を伝えました。</p> <p>社会福祉大会では 社会福祉協力校として兵庫小学校が町長表彰を受け、青少年健全育成会表彰では学校から推薦いただいた児童生徒合計20人が善行賞を受賞、スポーツ協会表彰では世界大会、全国大会で活躍した大勢の子どもたちが表彰され、大変素晴らしいことだと思いと伝えました。</p> <p>1の不祥事防止関係では、わいせつ行為、集金したお金横領、体罰がありましたので、先生方への指導をお願いしました。</p> <p>2の児童生徒の関係の事故事件では、愛日管内で、自転車での事故が報告されており、自転車に乗るときは十分気を付けるよう指導をお願いしました。</p> <p>3はインフルエンザについては 基本的な感染防止対策の指導をお願いしました。</p> <p>4の連絡依頼事項です。(1)学校訪問のお礼、(2)(3)(4)野外活動、修学旅行、運動会、文化祭 お疲れ様でした。(5)春木台小学校、音貝小学校は気を付けて修学旅行に行ってくるよう伝えました。(6)11月24日は「県民の日 学校ホリデー」であることを確認しました。(7)税に関する作品・防火ポスター入賞者 おめでとうございますと伝えました。</p>
教育長	<p>また、12月議会の一般質問では、資料のとおり5名の議員から質問が提出されました。12月6日から8日にかけて、議会で答弁が行われます。</p>
教育長	<p>以上で 教育長からの報告を終わります。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。</p> <p>次に、日程第4、報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。</p>
参事	<p>(1) 11月校長会について</p> <p>11月に入ってから、他市町の小中学校では、インフルエンザが流行し</p>

	<p>ているという話を聞いていますが、東郷町は、10月末に一部の学校で流行って以来、11月は、インフルエンザについては、落ち着いた状況であります。今後も健康管理に気を付けながら、各校の教育活動を充実させていきます。</p> <p>先々週までにすべての小学校で、令和6年4月入学予定の子どもたちを対象に、就学時健康診断を行いました。どの小学校においても、特に問題もなく、実施されました。なお、現時点における、来年度の町内全小学校の入学予定者数は396名であり、今年度の入学者数より、13名、減る見込みです。</p> <p>教職員の10月の在校時間については、80時間超が小学校で4名、中学校で7名でした。100時間超は小学校中学校ともに一人もいませんでした。10月は、運動会や体育大会、修学旅行や文化祭などの行事で忙しい月ではありましたが、昨年度に比べると80時間超や100時間超の教員が減っています。今後も、各校にて教職員が健康的に働けるように、在校時間が長くないよう留意して、日々の教育活動を進めていきたいと思ひます。</p>
学校教育課長補佐	<p>(2) 後援名義の使用許可について 資料は1ページをお願いします。 令和5年10月18日から令和5年11月20日までに申請のあった件数は、資料のとおり2件です。 過去に許可したものと同様の内容でした。</p>
学校教育課長補佐	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料5ページをご覧ください。 令和5年10月26日から令和5年11月20日までに申請があり、前回報告の220件から、新規認定0件、今回取消0件を計算いたしまして、現在の認定者の合計は220件です。昨年同時期と比較すると18件の増となっています。 また、現在の認定者220件のうち、要保護は2件、準要保護は218件でした。 報告事項の説明は以上です。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>残業時間は、少しずつ減ってきていますか。</p>
参事	<p>数年前と比べるとかなり少なくなっていますが、人によるところもあり、また、学期によるところもあります。100時間越えについては、3年前から産業医との面談が必要になるため、かなり減っています。ただし、根本的な解決にはなっていないと思ひます。</p>
委員	<p>家にパソコンを持ち帰って仕事をしている人はいますか。</p>
参事	<p>持ち帰りは不可としています。</p>

教育長	<p>ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、協議事項に入ります。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度）に対する評価委員の意見に係る今後の対応について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長補佐	<p>それでは、協議事項「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和4年度）に対する評価委員の意見に係る今後の対応について」説明します。資料は6ページからになります。</p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等において、教育委員会は、毎年、その権限に属する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされています。</p> <p>本年7月の教育委員会にて委嘱することとなりました東郷町教育委員会評価委員2名より、8月の委員会で報告させていただきました「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書（令和4年度）」を評価員に提出し、これに対する評価員から評価及び意見の提出がありました。この評価及び意見に対して、各課において今後の対応について、別紙のとおり対応を作成しましたので、委員の皆様にご意見を求めるものです。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>評価委員とのやりとりについての議事録はありますか。</p>
学校教育課長補佐	<p>評価委員からいただいた意見に対して回答をするもので、書面でのやりとりのみで議事録はありません。</p>
委員	<p>町民への周知は、どのようにして行うのですか。</p>
学校教育課長補佐	<p>町ホームページにて公表します。</p>
委員	<p>生涯学習課の施設改修は、計画があるのですか。</p>
生涯学習課長	<p>施設ごとに改修計画があります。</p>
委員	<p>学校訪問などでも施設改修の話がでているので、計画性をもって対応していただきたいと思います。</p>
教育長	<p>ほかに質問もないようですので、このとおり対応させていただくこととし、協議事項を終わります。</p> <p>次に日程第6、議題に入ります。</p> <p>議案第38号 東郷町少人数学級編制の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する条例の一部改正について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長補佐	<p>それでは、議案第38号について説明させていただきます。</p> <p>資料は13ページになります。</p> <p>東郷町少人数学級編制等の実施に係る任期付町費負担教員の任用等に関する</p>

	<p>る条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、任期付町費負担教員の給料月額を改正する必要があるからである。</p> <p>資料 20 ページ 議案の概要をお願いします。</p> <p>1 番 改正理由は、県費負担教員の給料月額の改正に準じ、任期付町費負担教員の給料月額を改正する必要があるからである。</p> <p>2 番 改正内容は、別表関係で、任期付町費負担教員の給料月額を引き上げること。</p> <p>3 番 施行期日等は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用すること。</p> <p>でございます。</p> <p>説明は以上となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 38 号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 38 号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	(全員挙手)
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 38 号については、原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第 39 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長補佐	<p>議案第 39 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）に対する意見について説明します。</p> <p>資料 26 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 39 号 令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <p>1 予算案に対する意見</p> <p>令和 5 年度一般会計補正予算（第 7 号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案については、別紙のとおり</p> <p>この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くために必要があるからである。</p> <p>今回の補正予算については、人件費については、人事院勧告による増額となっています。</p> <p>それでは、課ごとに補正予算の主な内容について説明させていただきます。</p> <p>最初に学校教育課所管分ですが、</p> <p>資料 27 ページの歳出 1 段目 教育総務費 事務局費 教育委員会事務局職員給与関係事業は、一般職及び特別職の給与及び職員手当の増額です。</p>

	<p>その下の段、適応指導事業は、ハートフル東郷に勤務する支援員など、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増額です。</p> <p>その下の段、小学校費 学校管理費 小学校維持管理事業は、小学校に勤務する学校用務員、学校生活支援員など、会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増額です。</p> <p>学校教育課所管分の説明は以上で、続けて給食センター所管分について説明させていただきます。</p> <p>歳出の項目、下から3段目 給食センター職員給与関係事業は、一般職の給与及び職員手当の増額です。その下の段、小学校給食事業は、食材物価高騰による賄材料費の増額、最下段の中学校給食事業も同じ理由によるものです。</p> <p>給食センター所管分の説明は以上です。</p>
生涯学習課長	<p>次に生涯学習課所管分です、</p> <p>資料 27 ページの歳入の、 寄附金 教育費寄附金は図書館等へ図書等購入のための指定寄附です</p> <p>歳出 3 段目社会教育費 社会教育総務費は、生涯学習職員給与関係事業と その下 社会教育振興費 文化団体育成事業は一般職の給与及び職員手当及び会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増額です。</p> <p>その下の段、図書館費 図書館管理運営事業は図書館等に指定寄附された予算で、図書等を購入するための増額です。</p> <p>その下の段、保健体育費 保健体育総務費 スポーツ職員給与関係事業とその下 スポーツ一般管理事業は、一般職の給与及び職員手当及び会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増額です。</p> <p>その下の段、体育振興費 学校体育施設開放事業は 東郷中学校のグラウンドの夜間照明装置を修繕するための増額です。</p> <p>その下の段 体育施設費 体育施設管理事業は、ボートハウスの会計年度任用職員管理人の報酬及び期末手当の増額です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第 39 号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。</p>
委員	全員挙手
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第 39 号については、原案のとおり可決します。</p> <p>次に、議案第 40 号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長補佐	<p>議案第 40 号について説明させていただきます。</p> <p>資料 28 ページをお願いします。</p> <p>議案第 40 号 後援名義の使用許可について</p>

	<p>後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとする。</p> <p>1 主催者 株式会社 中広</p> <p>2 事業名 発見 たんけん みよし市・東郷町版 小学生のためのお仕事ノート</p> <p>3 実施日 令和6年2月29日から令和7年3月31日まで</p> <p>4 会場となっておりますが、対象の誤りです。 対象は、みよし市・東郷町内の小学校3・4年生</p> <p>この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため、必要があるからである。</p> <p>資料29ページをお願いします。</p> <p>事業の内容・目的は、「みよし市・東郷町内の小学校3・4年生を対象としてキャリア教育をサポートする、地域の産業・企業を紹介するB5版の副読本を発行・配布すること」です。</p> <p>資料50ページから資料55ページまでが、「小学生のためのお仕事ノート」の見本になります。なお、冊子は無料です。</p> <p>この株式会社 中広様からの後援等名義申請書は、令和3年度及び令和4年度に同様の申請実績があり、いずれも否決しています。</p> <p>理由は、掲載協賛金として20万円を集めていることから、特定の企業の紹介になることや、営利的な要素の可能性があるということで、令和3年度及び令和4年度の教育委員会では、適当ではないという御判断をいただきました。</p> <p>今回の申請については、みよし市教育委員会にも申請中であり、資料37ページのとおり、近隣では みよし市、名古屋市、豊田市などが過去に後援をしています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第40号について審議をお願いします。
委員	否決された理由を相手方は知っているのですか。
学校教育課長補佐	説明しています。
委員	昨年度と申請内容に変更点はありますか。
学校教育課長補佐	特にありません。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第40号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手なし
教育長	挙手なしですので、議案第40号については、否決とします。 次に、議案第41号 教育委員会感謝について、事務局の説明をお願いします

	ます。
生涯学習課長	資料 56 頁をご覧ください。 議案第 41 号 教育委員会感謝について 下記の者に教育委員会より感謝の意を表するものです。 氏名 西川 豊淑大 氏 この案を提出するのは、東郷町教育委員会褒賞に関する内規第 4 条の規定に基づき、教育委員会が感謝するため必要があるからです。
教育長	説明が終わりましたので、議案第 41 号について審議をお願いします。
委員	本名ですか。
生涯学習課長	芸名です。
委員	何かお渡ししますか。
生涯学習課長	教育長から、感謝状をお渡しします。
委員	広報等への掲載はしますか。
生涯学習課長	掲載予定です。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第 41 号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第 41 号については、原案のとおり可決します。 次に、専承第 10 号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	資料 58 頁をご覧ください。 専承第 10 号 東郷町図書館協議会委員の委嘱について 東郷町図書館協議会委員の委嘱について、東郷町教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり処分したから同条第 2 項の規定により報告し、これについて承認を求めるものです。 1 委嘱する者 保育園代表の水野 優 氏 2 発令日付 令和 5 年 11 月 2 日 3 任期 令和 5 年 11 月 2 日から令和 7 年 3 月 31 日まで この案を提出するのは、教育委員会の承認を受ける必要があるためです。
教育長	説明が終わりましたので、専承第 10 号について審議をお願いします。
委員	前任者が辞めたからですか。
生涯学習課長	はい。そのとおりです。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 専承第 10 号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手

教育長	全員賛成ですので、専承第 10 号については、原案のとおり承認します。 11 月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。
-----	--